「EU基本権憲章」の制定経過とその特徴

反ファシズム闘争に根を下ろした合意

ここに訳出した「EU 基本権憲章」(以下「憲 章」と略称)は、昨年12月7日、南フランスの ニースで開かれたEU各国首脳会議において採択 されたものである。議長国であったフランスの シラク大統領は記者会見の席に臨み、この「憲 章」がナチズムに反対する闘争のうちに根を下 ろしていること、「憲章」を前提にして同じ会議 で合意されたニース条約が2003年からのさらな るEUの-15国時代から30国時代への一の拡大に 向けて新しいスタートを切ることを可能にした ことなど、「憲章」の合意成立の積極的な意義を 強調した。

論議の前提

ヨーロッパを統合して「ヨーロッパ合衆国」 を作ることは、ヴィクトル・ユーゴーを始めと したヨーロッパ知識人の長い間の夢であった。 第二次世界大戦後は、アメリカとソ連との冷戦 のはざまにおかれ、戦乱の重苦しい記憶に悩ま され続けてきたヨーロッパで、フランスがイニ シアティーヴをとって、ナチズムの悪夢を再現 させないためのフランス-ドイツ間の協力がはじ まったことで、ヨーロッパは新たなる再生の道 に踏み出した。1950年、フランスとドイツの両 国にまたがるアルザス・ロレーヌ地方の石炭鉄 鋼産業の開発を単一の管理機構下におくため、 フランスとドイツに、イタリア、ベネルックス 三国が加わって、51年にパリ条約が結ばれ、 EECSC(欧州石炭鉄鋼共同体)が発足した。つ いで57年には、ローマ条約によってEC(欧州経 済共同体)も発足し、同時にEURATOM(欧州 原子力共同体)の設立も決まり、ヨーロッパの 多国間協力関係は深くなってゆく。そしてドイ ツとフランスとの協調関係の好調さに支えられ て、67年7月、ECSC、EEC、EURATOMの三

福田 静夫 (解説・訳)

共同体は、その主要機関を統合して、EC(ヨー ロッパ共同体)に統合された。統合は、域内交 易を順調に伸ばす条件となり、さらにイギリス、 アイルランド、デンマーク、ついではギリシャ、 スペイン、ポルトガルなどを加えて、加盟国は 12カ国に増加した。地域的な拡大を見たECは、 イギリスの揺さぶり政策や独仏の指導権争いな どいくつもの曲折や停滞の局面をくぐるが、そ れでもヨーロッパの統合は経済的な統合の深化 を基調にしながら、しだいに政治面においても 統合の条件を強めていった。こうして92年2月、 マーストリヒト条約が調印され、11月にはそれ の発効をみたことで、ECを中核にして、新たに 政治同盟としての性格をもつEU(ヨーロッパ連 合)が発足したのであった。

振り返ってみると、「憲章」は、こうしたヨー ロッパ統合の進展と歩みをともにしていたと言 える。ヨーロッパではすでに50年に「欧州人権 規約」が条約化されており、ECの発足する57年 のローマ条約では、その第2部に「連合市民権」 にかかわる諸規定をおいた。そして 1992 年の 「マーストリヒト条約(EU条約)」は、EUの市 民の基本的な権利の擁護という課題を引き継ぐ。 その第6条第1項は、構成国に共通な「自由、 民主主義、人権及び基本的自由の尊重ならびに 法の支配」を謳い、第2項は「1950年11月4日 にローマで調印された「人権及び基本的自由の 保護」のためのヨーロッパ条約によって保証さ れたものとして、「各構成国に共通する憲法上の 伝統に由来する基本的権利を共同体の一般原則 として尊重する」と明示していた。そして1997 年、EU構成国は、EU条約を改正して新しくア ムステルダム条約を結んだが、その第7条には、 EU理事会は、上記の第6条第1項に対する構成 国の重大、かつ引き続く違反を摘発することが できるという規定を設け、各構成国を実質的に 拘束する人権諸規定の必要性を志向するように

なる。折しも、ヨーロッパ司法裁判所は、その 判決にさいして、EU市民の基本的諸権利を尊重 する義務を負うことを確認するようになった。 そこから、特別委員会で併行して審議されてい た「憲章」草案を、2000年12月に新たに結ばれ るニース条約のなかに組み込もうという主張を もつ国々も出てきた。

けれども「憲章」は、最終的には、ニース条 約に組み込まれずに、12月7日に別個に採択さ れた。またニース条約は、首脳会議の最終日の 14日、マーストリヒト条約の経済・司法などに 関係する条項に修正・補正を加えた上で合意に 達し、2001年2月調印、各構成国の批准をまっ て2003年からの発効をまつことになった。(2001 年6月に、アイルランドの国民投票でニース条 約の批准が否決されたが、再調整の方向で問題 をクリアする方向で動いている。)

「憲章」の論議経過

1999年6月3-4日、ドイツのケルンでヨーロッ パ会議が開催された機会に、各国首脳は、連合 の発展の現局面で、連合の市民たちのために基 本権憲章を策定して、その特別な重要性をEU市 民に確認してもらう必要がある、という考え方 で一致を見た。EU理事会は、その憲章プロジェ クトを立ち上げるために各国の代表からなる特 別委員会を作ること、特別委員会が2000年末に 予定されているヨーロッパ会議までに憲章プロ ジェクトを完成させることを目ざすべきことを 決定した。特別委員会では、「憲章」案作りとと もに、「憲章」を条約に組み込むことができるか どうか、またそれにはどうしたらいいかという ことの論議を始めた。

特別委員会は、総勢62名のメンバーに、EC共 同体裁判所の代表2名、およびヨーロッパ人権 裁判所の代表1名を含むEU理事会代表2名の オブザーバーが加わっている。特別委員会は、 経済社会委員会、地域委員会等のさまざまな機 関やグループからの意見聴取も折り込みながら、 とくに論議の公開制と透明性とに配慮しつつ、 精力的に集団的な憲章編纂を進めていった。そ の会合は、最初に1999年12月17日にブリュッセ

労働総研クオータリー№43(2001年夏季号)

ルで開かれたものを皮切りにして、2月に2回、 3月に3回、4月に2回、5月に1回、6月に 3回、7月に2回、9月に2回、そして最後の 10月2日にいたるまで、殆ど月に2回、隔週に 1回のペースで開かれ、計17回に及ぶ集中的な 論議を重ねた。その「憲章」成案は、11月14日、 ヨーロッパ議会にかけられ、賛成410票、反対93 票、棄権27票の圧倒的多数で可決され、ついで、 先にも触れたように、2000年12月7日、ニース のヨーロッパ会議の初日に最終的な承認を得る に至ったのであった。

もっとも「憲章」は、そこに至る間に、ニー ス条約そのものに組み込むべきだと言う主張が ドイツ、イタリアなどから出された。また特別 委員会自身も、10月11日に、その成案に前文を 付けて、「憲章」は最終的にはニース条約に合体 されるべきであるという立場を明らかにしてい たが、結局はイギリスの反対でニース条約には 組み入れられず、別個の宣言的な性格の文書に とどまることになった。そのため、「憲章」に は、「規約」や「条約」のような拘束力はない。 また「憲章」をめぐっては、首脳会議の直前に も肝心のドイツとフランスとで意見が分かれた ため、一時は成否が5分5分と伝えられる事情 もあった。「憲章」はけっこうな難産の末に生み だされたのであった。

荒れたニース

「憲章」の難産ぶりを象徴的に示したものとして、ニースでの首脳会議の阻止を叫んだデモ隊 が警官隊と衝突して怪我人を出した事件に触れ ないわけにはいかない。

ニースには、ヨーロッパ労連の呼びかけに応 えて、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン などの各加盟国の40以上の労働組合からの大量 のデモ参加者が押し掛けた。「サミット阻止」、 「ヨーロッパは交易商品ではない」と叫ぶ「ユー ロ・デモ」の参加者は、5万人とも10万人とも 云われる大規模な数にふくれあがった。デモの 隊列のうちの過激化した一部は、首脳会議場近 くの銀行に放火し、それを消そうとする消防隊 にまで攻撃を向けたため、会場の警備に当たる

警官隊は催涙ガスを発射してそれに対応し、デ モは大荒れとなった。この衝突で20人以上の負 傷者と多数の逮捕者が出た。その他にも、数千 人の若者を乗せたニース行きのイタリアからの 列車が途中で運行差し止めになっていた。

シラク大統領は、平和的なデモ行進を展開し た大多数とは区別しながら、「民主主義の諸原則 に反する」ものとして、少数のデモ隊の暴力を 非難した。

いったいどうしてこのような荒れたデモのも とでの「憲章」の成立という事態になってしまっ たのだろうか?

このデモの背景には、「憲章」に労働者の基本 的権利をしっかりと組み込み、拘束力のあるも のにすることを求めるヨーロッパの労働組合運 動と市民運動との早くからの取り組みがあった。 とくに2000年8月に、ヨーロッパ24カ国の労働 組合、市民団体がブリュッセルで会議をもった。 会議は、当時発表されていた「憲章」草案には、 多くの基本的原理が盛られているものの、雇用 保障、男女平等、労働組合活動の権利など、い くつかの重要な権利が抜けているとし、その権 利を具体的に明文化するように求めた。労働基 本権に関しては、とくに国境を越えて企業活動 が広がっている現状に対応して、全ヨーロッパ のレベルでの団結権、団体交渉権、スト権を認 め、全ヨーロッパのレヴェルでの労働団体と労 働協約を結ぶ権利を明記することを要求した。 また生存権の一環として、「最低限の所得保障」、 「住居の確保」、「解雇からの保護」などを明文化 することも課題とされた。

こうした諸要求を背景にしてヨーロッパ労連 は、大規模なデモに立ち上がった。そして大規 模な「ユーロ・デモ」を目標通りに成功させる ことで、全ヨーロッパを舞台にして、政治的に 独立した重要な社会的主役に成長する展望を もったことになったのであった(この項は、後 掲の宮前忠夫氏の解説による)。

その意味では、荒れたニースでの「憲章」の 船出は、労働運動・市民運動の立場から見ると、 さらに大きなその発展の可能性を約束するもの でもあったのである。

「EU基本権憲章」への法的な疑問

では、ヨーロッパの法的なレヴェルではこの 「憲章」をどのように受け止めているのだろう か?

その点をめぐっては、『ル・モンド・ディプロ マティーク』編集部の見解がインターネットで 紹介されている(A・セシル・ロベール/三浦礼 恒訳「EU基本権憲章への疑問」、『ル・モンド・ ディプロマティーク』2000/12)。

このロベール論文によれば、「憲章」には3種 類の条項が含まれている。第一に、個人の諸権 利と基本的自由に関する条項。これは「ヨーロッ パ人権規約」に依拠している。第二に、市民的・ 政治的権利に関する条項。ここにはヨーロッパ の各国の憲法に盛られている内容が若干の修正 を受けつつ繰り返されている。第三に、経済的・ 社会的権利に関する条項。とくにこの最後のも のが最大の論争の焦点になっている、というの である。

このことは、もちろん、最初の2種類の条項 については問題がない、ということではなく、 その逆である。基本的人権や、市民的・政治的 権利にかんしては、すでにヨーロッパ裁判所の 判例やEC・EU関係の諸条約で謳われてきた内 容と比べてとくに新味はない、とロベールの評 価は手きびしい。むしろその限りでは新しく「憲 章」を作るよりも、たとえばEUがヨーロッパ人 権規約に加入するという手続きをとった方が話 が簡単ではないか、と言う意見があることを紹 介している。新たに「憲章」を作ることで、従 来の人権保護規定をさらに複雑なものにするだ けではないか、というのである。

またそれに関連して、女性団体からは、「憲 章」には「生存権」や「婚姻権」が規定されて いても、「避妊権」、「中絶権」への言及がないと いう指摘があったし、人権擁護団体からは、EU の非構成国出身の外国人の権利についての配慮 がないという意見が出されている。また「政教 分離」について一言も書かれていないという批 判もある。

とくに問題の第3の社会的権利については、

ヨーロッパの社会憲章、ILOの諸条約と比べて 後退しているのは明白だ、というのが編集部の 見解である。たとえば、社会保障に関する権利 では、社会保険給付や福祉サーヴィスを受ける 権利、労働権は、労働する権利と無料の就職斡 旋サーヴィスを受ける権利、住居権は住居費の 支払いを受ける権利にすぎなくなっている。と くに労働者の権利についてはいっそう曖昧で、 団結権、団体交渉権、経営諮問、福利厚生といっ たことには何一つ保障がなかった。そのために ヨーロッパ労連は数週間粘った挙げ句、土壇場 で「スト権」を盛り込ませることに成功したが、 その一方で「財と資本の流通の自由」は序文の なかに言及されている。

こうした個別的な権利規定の不十分さの問題 と並んで、さらに「憲章」には、法的効力に関 わる問題点がある、とロベール論文はいう。

「憲章」では、「補完性」の原則に立つとか、 社会的権利については国内法の規定に準拠する と云った書き方になっている条項が多い。また たしかに後退禁止条項が設けられていて、「憲 章」を引き合いに出して国内法上の権利を「制
 限」したり「侵害」したりすることを禁じては いる。こうした条項は、最も進歩的な法規を守 るという発想に立っているけれども、それでは たして懸念されているような「社会政策ダンピ ング」、つまり社会保障・社会福祉の権利規定の 切り下げ競争に歯止めをかける役に立つだろう か? とてもそうはなりそうにもない、という のがロベールの見解である。というのも、国家 間や企業間の競争がはげしくたたかわされる ヨーロッパの統合市場の場では、「憲章」が定め る「社会的権利」の「最小限規定」は、「最低限 の社会政策」があればよいという意味に受け止 められてしまう危険性があるからである。事実、 1985年の単一欧州議定書で「社会的権利の最低 限」という考え方が出現して以降、85年のロー マ条約に書かれた「社会的進歩」という考え方 は、「最低限の社会政策」、関連法規の「下向き の調和」という考え方への転換を許容してきた。 「憲章」の「最小限規定」は、この傾向を追認す る役割を示す、というのである。この論点には、

労働総研クオータリー№43(2001年夏季号)

わが国におけるいわゆる「ナショナル・ミニマ ム」という発想が果たしてきた歴史的な問題点 を想起させるものがあるのではないだろうか?

この見地からすると、かりに社会的権利の侵 害を防ぐ手段として「憲章」を認めるにしても、 逆巻く「競争原理」に対してそれが提供できる 保護手段は、きわめて貧弱なものに止まらざる を得ない、と考えられる。しかも、1789年の「人 権宣言」以来の伝統をもつフランスでは、その 「人権宣言」ではなく、「ヨーロッパ人権規約」 に根拠をおく法令が増えている傾向から見て、 やがて「憲章」によって基本的自由と人権の内 容が規定されるといった事態が予想される。と するなら、「憲章」に規定されているもろもろの 「基本権」の曖昧さが、けっして無害であるとは 云えないだろう。そしてヨーロッパ裁判所がE U構成各国の裁判所を上回る特別な権限をもっ ている以上、それが「憲章」の条文の意味を確 定してゆき、各国の国内法を制約していくだろ うという結果を充分に見通すことができる、と いうのがロベール論文の締めくくりである。

要するに、国際法が国内法を規定していくこ とを承認するEUの法的な文脈では、「憲章」の 権利規定における国際的な水準の低さが、進ん だ国内法の権利規定を制約するという矛盾が生 み出されることになる、というわけである。ニー スの大きなデモとその荒れの根底には、このよ うな切迫した法的な危機感があったことは、推 察するに難くないのではなかろうか?

ロベール論文は、EUが必要としているのは、 「憲章」ではなくて、「補完性の原則」、「均衡の 原則」(条約が定める目的から見た実施手段の妥 当性)、構成国のEUに対する誠実な協力の原則 だということで、その主張を結んでいる。

「憲章」における人権規定の特徴

上に見たような「憲章」をめぐるヨーロッパ のレヴェルでの一連の論点は、わが国の人権の 現状からすると、そこで解決が要求されている 質の高さからして、いささかうらやましい夢物 語といった感じがしないでもない。実際、論じ られているような疑問点はもっともだとしても、

わが国の現状から見ると、それ以前に改めて「憲 章」から学ぶべき点がけっこう数多くあるよう に思われるからである。そのような見地から見 てみると、まず「憲章」における人権規定の第 一の特徴として、先に挙げた特別委員会の2000 年10月11日付の文書のなかに、つぎのような指 摘がされていることを挙げることができるだろ う。

「『憲章』の最終的な扱いがどのようなものに なるかに関わりなく、特別委員会は、本成案が 正真正銘の価値を付け加えることになったと確 信している。すなわち、国内的ならびに国際的 な文書にまたがってこれまで分散していた諸権 利のみならず、あらゆる人としての権利をも単 一の文書に集約したこと、またヨーロッパの文 献と国際的な文献とのいずれにおいても、一方 の市民的・政治的権利と他方の経済的・社会的 権利との間にもうけてきた区別を突き崩したこ とである。

成案に整えられた諸権利は、国籍や住所の如 何を問わず、一般的にはすべての人々に承認さ れている。また成案は、情報技術と遺伝工学と の現在および未来における発展から引き起こさ れる諸々の挑戦を受けて立つべくデザインされ ている。最後に成案は、EU連合の行政諸文書に アクセスする権利、およびヨーロッパ司法裁判 所の決定の趣旨を生かす確固とした行政に対す る権利を組み入れている。」

ここにいわれているように「憲章」の特徴は、 なによりもまず、権利の総合性、普遍性、挑戦 性、公開性といった点にある。

ついで第二の特徴としては、「憲章」がまさに EUレベルでの合意であることを挙げなければな らないだろう。「憲章」の前文は、ここに定める 人権諸規定が、各構成国の連合共同体としての EUレベルで、国民枠の外で確保されるヨーロッ パ市民としての基本的な人権に属することを明 示したものとして読むことができる。その人権 規定の位置する歴史的な空間は、現在、EUの共 同体に属している以外の人々のみならず、未来 世代にまで責任を負おうとする人権への開かれ 方にも特徴があるとされている。 こうした多国籍的な統合体に共通な基本的人 権を設定する仕方で国民国家の枠を越える方法 が、上にも見た「社会政策ダンピング」問題の ように、国際的な人権のレヴェルと国民国家的 な人権レヴェルとのギャップにまつわる論争や 利害の軋轢を引き起こすのは避けがたい。しか し逆にそうした論争や軋轢を通じることを通し てしか、統合体全体の人権レヴェルを平均的に 底上げしていくことは不可能なのではないか?

「憲章」は、そのような底上げの可能性を提供 する人権基盤としての理念的な機能があると考 えたい。そして「憲章」がやがて条約に組み込 まれ、各構成国に拘束性をもつようになること で、いまひとつの新しい次元への展開が可能に なると思える。

第三には、「憲章」は、主たる権利を示すもの ととして「尊厳」、「自由」、「平等」、「連帯」、「市 民権」、「司法」をあげ、それぞれに章を割り当 てているが、こうした権利のメニューの組み方 に特徴がある。以下、この点をいくらか詳しく 見ていって見よう。

1)まず「尊厳」が第1章にすえられ、その第 1条に「人間の尊厳」の不可侵性を挙げている。 これを支える規定として第2条「生きる権利」 がおかれているが、その第2項は「死刑」の禁 止が規定されている。ヨーロッパ諸国は、死刑 廃止条約の締約国であったり死刑廃止国である ために「憲章」のなかにこの規定を位置づける ことが可能だが、死刑を容認している日本やア メリカではこのようなかたちで「生きる権利」 の問題に踏み込むことは不可能である。その文 脈で言えば、ヨーロッパ的な「人間の尊厳」の 不可侵性も、人体の臓器・組織・細胞の商品化 を拒否する合意をもっている(とくにフランス の場合)ことに留意しておくことも必要であろ う(たとえば第3条2項を参照)。第3条の「人 格の統合性」以下、第一章に属する各条の規定 はもちろん、以下の各章もまた生命の尊厳の承 認と国家による殺人の否認をともなって、はじ めて現実的な有効性を帯びるのだから、「憲章」 が明確に「死刑」の廃止を謳っていることは、 基本的人権の国際的なレヴェルを一段と引き上 げたものと言えるだろう。

しかし同時にそのことは、「憲章」はどうして 最大の国家的殺人行動である「戦争」の否定に 踏み込まないのか、という疑問を不可避的に生 ずることになる。「憲章」が「戦争」について… 「核戦争」についてさえも…一言も触れていない は、じつに奇怪なことである。NATOによるコ ソボ爆撃に踏み切ったEU構成諸国の大きな限界 と、フランス、イギリスなどの EU の主要国が 「核兵器」所有国であり続けようとしている暗黙 の意志表示とを、ここにはっきりと見ることが できる。その限り、この第一章の「尊厳」の人 権論理には、致命的な欠陥と不徹底があると言 わなければならないだろう。1999年5月14日、 「平和と正義のためのハーグ行動計画」は、「正 しい世界秩序のための基本十原則」の第一の原 則として、「各国議会は、日本国憲法第九条のよ うに、政府が戦争をすることを禁止するべきで ある」と明記していたことを想起すべきである。 2)また第二章「自由」のなかでは、第7条の 「コミュニケーション」、第8条の「個人的な情 報の保護」、第11条の「情報の自由」と「メディ アの自由」、第17条のなかの「知的所有権」など が挙げられているのは、いずれもIT化が進む現 状を押さえた新しい人権規定である。

その他に、第7条の「家族生活」や第9条の 「家族をつくる権利」にも、新らしい含意がある ことに留意しておく必要がある。第9条の「結 婚する権利」が「家族をつくり権利」とならん でいるが、ここでの「結婚」については、単純 にわが国の憲法に云われているような「両性の 合意」に基づくものとは言い切っていないし、 改めて「家族をつくる権利」を起こすことで、 多様化する家族や離婚の増加、そのなかでの子 どもの養育や子どもの親に会う権利など、「家 族」をめぐる様々なヨーロッパ的な事情を読み 込んでいるように思える。

第10条「思想、良心、信仰の自由」では、そ の規定が詳細になっていることとともに、「良心 的拒否の権利」が書き込まれていることも、重 要だろう。これは確かに「兵役」に対するもの と理解できるだろうが、他方ではまた必ずしも

労働総研クオータリー№43(2001年夏季号)

「兵役」に対しての権利だけには限定されず、さ まざまな公的・合法的な強制・義務に対しても 開かれた表現になっている。そこに、「良心的拒 否」という問題の重みがある。

さらに第14条の「教育の権利」のなかで、子 どもの教育に対する親の権利が明記されている ことも、わが国の現状からすると目新しい規定 に入るだろう。

労働権の関係では、第15条では、労働する自 由があっても、たしかに第16条の「企業の自由」 に対抗して、リストラや解雇に対抗し、反対す る権利規定は弱いように思える。ヨーロッパ労 連のそれをめぐる態度については、上に見てお いたとおりである。

なおこの第15条第3項には、構成国内で働く 非構成国労働者に対しては、EU市民と対等な労 働条件を保障される「権利資格 entitle」がある と書かれていて、「権利がある have the right」 となっていない。言葉の微妙なニュアンスの差 だけとは言えない曖昧さを感じさせる。これが 現実にもつ意味が明らかになるのには、そんな に時間を必要としないだろう。その時もう一度 処遇の上での事実を踏まえて論議することにな るだろう。

3) 第三章の「平等」に入ると、第21条の第12 項のうちの「性的志向」は、同性愛などに配慮 し表現である。ここではまた、いわゆる「格差 原理」によって、「自由」を自由主義的に肥大化 させる傾向を抑制し、「平等」原理と「自由」原 理との統合を図ろうとするいくつかの努力が目 につく。「格差原理」というのは、「平等」に対 する「自由」の肥大化を抑制するために、一定 の「不平等」を導入することで、「平等」と「自 由」とのよりよい統合を確保しようという原理 であって、ジョン・ロールズが『正義論』のな かで提起した用語である。アマルティア・セン はそれを財にかかわるだけではなく、さらに人 間の移動、衣食住、社会生活全般にひろげ、人 間の生き方すべてにかかわる範囲に拡張する必 要を主張した。「憲章」では、たとえば第23条 「男女間の平等」の第2項では、「代表されるこ との少ない性に有利になるような特別優遇措置」

は、「平等の原則」に反しないとされている。第 24条「子どもの権利」における子どもの「最善・ 最優先」原則が挙げられているのも、子どもの 権利と大人の権利とのより自由で平等な関係を 確保しようとする同じ趣旨に出るものだし、第 25条「高齢の人々の権利」、第26条「障害のある 人々の差別なき統合」が取り分けて強調されて いるのも同様である。こうした特段の優遇的な 配慮をすることで、それぞれの権利規定は、第 20条・21条に定めるような「法の前の平等」や 「差別禁止」の原理にいっそう適合すると考えら れているのである。

4)第四章「連帯」は、「連帯」を柱の一つとし て押し出す問題の立て方そのものに、現在のEU の労働運動・社会運動・市民運動の水準の高さ を見る気がする。ヨーロッパ労連が問題にした 団体交渉権は第28条に入っており、この規定に よって、ヨーロッパの横断的な労働運動・社会 運動をいっそう推進するための権利論的な前提 が作りだされた意味は限りなく大きい。

第33条「家族生活と職業生活」も、職業のた めに家族としての生活が破壊されているのが当 たり前になっているわが国においては、大いに 重視すべき条項ではなかろうか? 第2項の「妊 娠」と訳した原語は「maternity」で、他に「母 性」、「出産」といった訳語が当てられる場合も ある。第2項は、それが「母となる性質」とい う原意をもっていることまで含めて考えるなら、 妊娠、出産のみならず、女性の生理をもふくめ た権利擁護規定と考えれるのではないか? ま たそこでの権利は、「家族生活」にかかわるもの とされているのであるから、権利保護の対象は 当該の女性のみならず、夫・同居者・家族の全 員に及び、社会的権利の見地から家族生活にお ける性別役割分担論の見直しを迫ることを可能 にする。わが国の共同参画社会法も、このよう なラヂカルな見地からいまいちど見なおしてみ る必要があるのではないか?

5)第五章「市民権」は、主としてヨーロッパ 議会との関わりで選挙資格、オンブズマン、請 願など、主として一般的な政治的権利が挙げら れている。このかぎりは確かに自明な諸権利の 一般的な羅列に終わっていて、ヨーロッパ市民 権という気負った言い方からすると、意外に拍 子抜けする感じを否めない。このような政治的 な意味でのものの他に、市民権の内容としては、 ヨーロッパ各国のすぐれた社会施策、卓越した 文化の多様性と豊かさにかかわって、社会権や 文化権をEUレベルの権利として定着する必要な ども考えられるのではなかろうか? そのため には、まだEU内の現実的な統合の進展と成熟を 必要としているというのが、EUの発展の現段階 であるということかもしれないけれども。

形式的な羅列主義といった印象は、第六章「司 法」についても云えることではないか? 第 47-50条の諸規定は、たしかに考慮すべき条項が 挙げられているものの、現状ではいささか実務 的な規定にとどまっていすぎるように思われる。

最後の第七章は、「憲章」の適用範囲を一般的 に限定したものと思われるので、とくに言及す るほどのこともない。

結びに代えて

拙訳を作成するに当たっては、EUからの英文 テキストを基礎にし、他にイタリア文テキスト を参照にした。また宮前忠夫氏の解説・訳(「21 世紀EUを展望する基本権憲章進んだ民主的諸権 利の保障」・「全訳 欧州連合基本権憲章」、『総 合社会福祉研究』第18号、2001・3)からいろ いろ学ばせていただくことができた。記して感 謝しておきたい。

凡例

- 拙訳のなかにはいくつかのカタカナ書きの言葉が用い てあるが、それについて若干の留意点を記して参考に 供しておきたい。
- *「Union」の原語は、「ヨーロッパ連合 European Union」 の略語なので、一律に「EU」とローマ字表記にして訳 してある。
- *「欧州」よりも「ヨーロッパ」とカタカナ書きにした が、この方が日常的だと思ったからで他意はない。た とえば「欧州人権規約」は、既訳があっても、「ヨー ロッパ人権規約」と読み替えてある。
- *「identity」は、カタカナ語の「アイデンティティ」でいまでは了解可能になっていると考えた。
 *「level」も「レヴェル」としてあるが、この言葉も物
- *「level」も「レヴェル」としてあるが、この言葉も物 事を取り扱う次元のこととしてそのまま日常語化して いると考えた。
- *「access」と言う原語も「アクセス」とカタカナ書き

36

にしたが、このようなカタカナ書きで、情報の取得と 参加という意味を重ねて理解させる用法がかなり日常 化していると考えたからである。

* 「maternity」は、上の解説のなかで触れたように広が ったいろいろの含みがあり、「マターニティ」として も、「マタニティ・ドレス」で通じているという面もあ るが、あえてここは「妊娠」に限った訳語を採った。

労働総研クォータリー№43(2001年夏季号)

これには異論があるかも知れない。

その他、原語に膨らみがあるいくつかの用語には、 訳語の後に原語を添えて参考にしていただく措置を とった。また文中【】でくくってある言葉は、原文 の文意を補うために訳者がつけ加えた部分である。用 語に訳注をつけた言葉は、*印で示し、文末に説明を おいた。

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
次号No.44(2001年秋季号)	の主な内容(予定)
・巻頭論文=政治経済情勢の現局	局面の特徴と国民生活 
小泉流「構造改革」	<b>国民の権利・社会保障の充実めざして</b> と日本経済・国民生活 と日本経済の再生の展望 と社会保障の充実
(国際・国内動向) 憲法問題の現局面と憲法 アメリカサービス産業の雇 イギリス最低賃金の社会係 性別賃金格差の国際動向	雇用と賃金
(書 評) 清山卓郎『現代日本経済諸 飯田哲也他編『新・人間性	
(新刊紹介) 猿橋眞『日本労働運動史』	
	はそれぞれ仮題・内容は変更することがあります) 行予定日 2001年9月15日予定
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

EU基本権憲章

厳粛な声明

欧州議会、欧州理事会、欧州委員会は、以下に掲げる 文書をEU基本権憲章として厳粛に公布することを声明す る。

2000年12月7日、ニースにて

欧州議会代表 署名(ニコル・フォンテーヌ) 欧州理事会代表 署名(ユベール・ヴェドリーヌ) 欧州委員員会署名(ロマーノ・プローディ)

前文

ヨーロッパの諸国民は、かつてない密接な相互の連合 を創りだしながら、共通の価値に立脚した平和な未来を 共有することを決意している。

ヨーロッパ連合[以下EUと略称]は、その精神的・道 徳的な遺産を自覚し、人間的尊厳の不可分に結びついた もろもろの普遍的価値、自由、平等、連帯の上に創設さ れている。それは、民主主義の原則と法の支配とに立脚 し、EU市民権を確立し、自由、安全、正義の領域を創造 することによって、その活動の中核に個人を位置づける。

EUは、かかる共通の価値の維持と発展とに寄与する一 方、ヨーロッパ諸国民のもろもろの文化や伝統の違い、 ならびにEU構成国の国民的アイデンティティ、構成国の 国民的・地域的・地方的レヴェルでの公共諸機関を尊重 する。均衡のとれた持続的な発展の促進に努め、人、財 貨、役務(services)、資本の自由な移動、創業(establishment)の自由を保障する。

この目的を達するためには、社会に生じている変化、 社会的な進歩、科学・技術の発展に照らして、基本的諸 権利を強化し、憲章の形において基本的諸権利をさらに 明示的なものとする必要がある。

本憲章は、ヨーロッパ共同体[以下ECと略称]および EUにかかわる権限(powers)と課題、補完性(subsidiarity)* の原則、EU加盟諸国の制度的伝統や共通の国際的義務に とくに由来する諸権利に適切に配慮すると同時に、EU 条約、EC諸条約、人権および基本的自由の擁護に関する ヨーロッパ規約、EC 諸組織およびヨーロッパ理事会に よって採択された社会憲章、EC 司法裁判所およびヨー ロッパ人権裁判所の判例法を改めて承認する。

こうした諸権利の享受は、われわれ以外の人々、人間 共同体および将来世代に対する責任と義務とを伴ってい る。

かくしてEUは、以下に述べるようなもろもろの権利、 自由、原則を承認する。

第一章 尊厳

第1条 人間の尊厳

人間の尊厳は侵すことを許さない。それは尊重され、 擁護されなければならない。

第2条 生きる権利

1 人はすべて生きる権利をもつ。

2 何人たりとも死刑を宣告されること、ないしは執行されることがあってはならない。

第3条 人格の統合 (integrity of the person) の権利

人はすべてみずからの身体と精神の統合を尊重する権利をもつ。

2 医学および生物学の分野においては、以下の諸点に特に配慮しなければならない。

一 法律に定められた手続きにしたがい、自由かつ充分 に情報を受けた上での当人の合意。

 優生学的な施療 (practice)、とくに人の選別を目的 にした施療の禁止。

一 人体とその部分とをもってして営利の源泉とすることに関する禁止。

一 クローンによって人間を生殖することの禁止。

第4条 拷問、非人間的な、もしくは人間の品位を損な う (degrading) 処遇ないしは刑罰の禁止

何人たりとも、拷問、非人間的な、もしくは人間の品 位を損なう処遇ないしは刑罰に処せられてはならない。

第5条 奴隷労働および強制労働の禁止

1 何人たりとも奴隷労働ないしは苦役の下におかれ てはならない。

2 何人たりとも強制労働 (forced labour) もしくは意志に反した労働 (compulsory labour) を遂行するべく要求されることがあってはならない。

3 人間 (human beings) を売買することは禁止する。

第二章 自由

第6条 自由と安全に対する権利

人はすべて、人たるべき自由と安全(liberty and security of person) に対する権利をもつ。

第7条 プライヴァシィのある生活と家族生活の尊重 人はすべて、プライヴァシィのある生活と家族生活、 家庭とコミュニケーションを尊重する権利をもつ。

第8条 個人的な情報 (data) の保護

1 人はすべて、自分に関する個人的な情報の保護に 対する権利をもつ。

2 個人的な情報は、一定の目的のために、かつ当人の同意に基づいて、もしくは法律に定められたなんらかの他の合法的な裏付けに基づいて、公平に取り扱われなければならない。人はすべて、自分に関して収集されている情報にアクセスする権利があり、かつその情報を訂正する権利をもつ。

3 こうした規則が遵守されるように、自立的な公的 機関 (authority) が管理しなければならない。

第9条 結婚する権利と家族をつくる権利

結婚する権利と家族をつくる権利は、これらの権利の 実行を可能ならしめる (governing) よう、各国の法に

よって保証されなければならない。

第10条 思想、良心、宗教の自由

1 人はすべて、思想、良心、宗教の自由に対する権 利をもつ。この権利には、単独であろうと他人とともに であろうと、また公的にであろうと私的にであろうと、 宗教もしくは信条を変更する自由、礼拝、教義、修行、 戒律において宗教もしくは信条を明示する自由がふくま れる。

2 良心的拒否の権利は承認される。各国内法は、その権利の実行を可能にするものでなければならない。

第11条 表現と情報 (information) の自由

1 人はすべて、表現の自由に対する権利をもつ。この権利には、公共機関による介入を受けることなく、また国境の如何にかかわらず、意見をもつ自由、情報や思想を受けとり、伝達する自由がふくめられなければならない。

2 メディアの自由と多元主義が尊重されなければな らない。

第12条 集会および結社の自由

1 人はすべて、平和に集会を開く自由、またとくに 政治、労働組合、市民生活のあらゆるレヴェルにおいて、 結社をつくる自由に対する権利がある。この権利は、す べての人がみずからの利益を守るために交渉団体(trade unions)を結成し、それに加入をする権利を含んでいる。

2 いずれの政党も、EUのレヴェルにおいては、EU 市民の政治的意志の表現に貢献する。

第13条 芸術と科学の自由

芸術と科学研究とは、拘束から自由でなければならない。学問的な自由は尊重されなければならない。

第14条 教育に対する権利

 人はすべて、教育を受ける権利、適性訓練(vocational training)や持続的な職務研修(continuing training)につ いて知らされ、参加する (access)権利をもつ。

2 教育に対する権利には、無償の義務教育を受ける 可能性をふくむ。

3 民主主義的な諸原則を正当に尊重しつつ教育施設 を創設する自由、および親がみずからの宗教的、哲学的、 教育的信念に一致した形で、みずからの子どもたちを啓 発(educate)し、教授する(teach)ことを保障する権利 は尊重されなければならない。そしてそれに対応して各 国内法はこのような自由と権利との実行を可能にするも のとならなければならない。。

第15条 職業選択の自由と就業の権利

1 人はすべて仕事に従事し、自由に選択しに、ない しは受け入れた職業を追求する権利をもつ。

2 EU市民はすべて、いずれの構成国においても、雇 用を求めて働く自由、創業する権利を行使して役務を提 供する自由をもつ。

労働総研クォータリー№43(2001年夏季号)

3 構成国の領土内で働く権限を得ている非構成国人 **は、EU市民と対等な労働条件を保障される権利資格 がある。

第16条 企業の自由

企業には、EC法、各国の法および慣例手続きに従って、 自由が認められる。

第17条 所有の権利

1 人はすべて、合法的に取得されたみずからの資産 所有を享受し、使用し、処分し、遺贈する権利をもつ。 何人といえども、以下の条件に基づく場合を除いては、 みずからの資産所有を剥奪されるようなことがあっては ならない。その条件とは、公共の利益にかかわる場合、 また法律の定めによる場合、もしくは法律の定める条件 下における場合であって、そうした場合には損害に対す る充分な補償が適時になされなければならない。所有す る資産の使用は、一般利益にとって必要とされるかぎり で、法律によって規制されることがある。

2 知的所有は保護される。

第18条 亡命の権利 (right to asylum)

亡命の権利は、1951年7月28日のジュネーヴ会議の諸 規則、および難民の地位に関する1967年1月31日の会議 録に適正に留意し、EC創立条約 にしたがって、保障さ れなければならない。

第19条 退去、追放、本国送還を案件とする保護

1 集団的追放は禁止する。

2 何人といえども、死刑、拷問、あるいはその他の 非人間的で、人間の品位を傷つける処遇ないしは刑罰に 委ねられるであろう深刻な危険がある国へ退去、追放、 もしくは送還されるようなことがあってはならない。

第三章 平等

第20条 法の前での平等

人はすべて、法の前で平等である。

第21条 差別の禁止

1 性、人種、肌の色、民族的ないしは社会的な出自、 遺伝的特徴、言語、宗教ないしは信念、政治的ないしは その他のことに関わる何らかの意見、民族的少数派に属 していること、財産、生まれ、障害、年齢、性的志向と いったような如何なる根拠に基づくものであっても、いっ さいの差別は禁止されなければならない。

2 EC創立条約およびEU条約の適用範囲内では、またそれらの条約の特段の規定を侵害しないために、国籍 に基づく如何なる差別も禁止されなければならない。

第22条 文化的、宗教的、言語的な差異

EUは、文化的、宗教的、言語的な差異を尊重しなけれ ばならない。

第23条 男女の平等

男女の平等は、雇用、労働、賃金をふくむあらゆる分 野において保証されなければならない。

平等の原則は、代表されることの少ない性の有利にな るような特別優遇措置を、維持もしくは採用することを 妨げないものとする。

第24条 子どもの権利

1 子どもたちには、彼らの福祉のために必要な保護 と世話を受ける権利がある。子どもたちは自由に見解を 表現することができる。子どもたちに関わりのある問題 に関しては、かれらの年齢、成熟度に応じて、かれらの 見解を考慮に入れなければならない。

2 子どもに関するすべての活動においては、たとえ それが公的な機関によるものであっても、私的な施設に よるものであっても、子どもの最善の利益をはかること を最優先に配慮しなければならない。

3 子どもにはすべて、子ども自身の利益に反しない かぎり、自分の両親との個人的な関係と直接的な接触を、 規則的に維持する権利がある。

第25条 高齢の人々の権利

EUは、高齢の人々が尊厳ある独り立ちした生活を送 り、社会的・文化的な生活に参加できる権利を承認し、 かつそれを尊重する。

第26条 障害のある人々の差別なき統合(integration) EUは、障害のある人々がみずから独り立ちし、社会的 にも職業的にも差別されることなく全体の一員とされて、 地域の共同生活(community)への参加を保障することを 目ざす諸々の措置から福利を得る権利を認め、かつそれ を尊重する。

第四章 連帯

第27条 企業内における情報と協議に対する労働者の権 利

労働者もしくはその代表者は、EC法、各国内法、慣例 手続きによって定めのある場合には、またその条件の下 で、適宜に、然るべきレヴェルにおいて、情報と協議を 保証されなければならない。

第28条 集団による交渉と活動についての権利

労働者と雇用者、あるいはそれぞれの団体は、EU法、 各国内法、慣例手続きにしたがって、然るべきレヴェル で交渉し、団体協約を結ぶ権利をもっている。そして利 益紛争が生じた場合には、みずからの利益を防衛するた めに、ストライキをふくめた集団的な活動を行う権利を もつ。

第29条 職業紹介サーヴィスを受ける権利 人はすべて、無料で職業紹介を受ける権利をもつ。

第30条 不当解雇が発生したときの保護

すべての労働者は、EC法、各国内法、慣例手続きにし たがって、不当解雇に対して保護される権利をもつ。 第31条 公平で正当な労働条件

1 すべての労働者は、自分の健康、安全、尊厳を尊 重する労働条件に対する権利をもつ。

2 すべての労働者は、最長労働時間の制限、日や週ごとの休息期間、年間有給休暇期間に対する権利をもつ。

第32条 児童労働の禁止と若年就労者の保護

児童の雇用は禁止する。雇用が許される最低限年齢は、 最低限学卒〔義務教育〕年齢より低くすることは許され ない。また若年の就労により好ましいとされ、またその 規則が限定的に緩和されている規則を侵害してはならな い。

就労を認められる若年者には、年齢に適した労働条件 が与えられなければならないし、経済的搾取から、かつ 安全、健康、肉体的・精神的・道徳的あるいは社会的な 発展を損ない、教育に有害となる恐れのある労働から、 保護されなければならない。

第33条 家族生活と職業生活

家族は、法制的、経済的、社会的な保護を十分に
 受け (enjoy) なければならない。

2 家族生活と職業生活とを宥和した関係にするため に、人にはすべて妊娠を理由とした解雇から保護される 権利、有給妊娠休暇に対する権利、子どもの出生に伴う 有給出産休暇ないしは養子縁組みに伴う育児休暇に対す る権利がなければならない。

第34条 社会保障と社会援助

1 EUは、[EU市民が]妊娠、疾病、労災事故、薬物 依存、高齢となった場合、また失業した場合には、EU 法、各国内法に定められた規則や慣例手続きにしたがい、 保護を提供する社会保障給付や社会サーヴィスに対する 権利資格を認め、尊重する。

2 EU内において合法的に居住し、移動しているすべての人は、EU法、各国内法に定められた規則や慣例手続きにしたがい、社会保障給付と社会的便益に対する権利 資格をもつ。

3 社会的排斥や貧困とたたかうために、EUは、EC 法、各国内法に定められた規則や慣例手続きにしたがい、 充分な資力を欠くすべての人々が品位ある生存を確保す るために、社会援助と住宅支援を受ける権利を認め、尊 重する。

第35条 医療保障

人はすべて、各国内法と慣例手続きとにしたがって整 えられた諸条件のもとで、予防医療保障を受ける権利、 治療処置を給付される権利をもつ。EUの政策と活動のす べてを定義し、遂行していくに当たって、高レヴェルの 人間的な健康保護が保証されていなければならない。

第36条 一般的な経済的利益がもたらす役務へのアクセス

EUは、EC創立条約にしたがってEUの社会的・領域的

な融合を促進するために、各国内法と慣例手続きとの定 めによって、一般的な経済的利益がもたらすもろもろの 役務に対するアクセスを認め、尊重する。

第37条 環境保護

高いレヴェルの環境保護と環境の質の改善とは、EUの 諸政策のうちに統合され、かつ持続的発展の原則と確実 に一致するようにしなければなければならない。

第38条 消費者保護

EUの政策は、高いレヴェルの消費者保護を確保しなけ ればならない。

第五章 市民権

第39条 ヨーロッパ議会選挙に投票し、立候補する権利 1 すべての EU 市民は、ヨーロッパ議会選挙におい て、みずからが居住する構成国の国籍保持者と同等の条 件の下で、その構成国において投票し、立候補する権利 をもつ。

2 ヨーロッパ議会の議員は、自由な無記名投票の形式で、直接総選挙によって選出されなければならない。

第40条 地方自治体選挙に投票し、立候補する権利

すべてのFU市民は、みずからが居住する構成国におけ る地方自治体の選挙において、その国の国籍保有者と同 等の条件の下に、投票し、立候補する権利をもつ。

第41条 良き行政に対する権利

1 人はすべて、自分の用件が、EUの諸施設や諸団体によって、不偏不党、公平、時宜をえた仕方で、処理される権利をもつ。

2 この権利には、次のものがふくまれる。

 すべての人が、本人に不利な結果をもたらす恐れのある個別的な方策が執られる前に、自分の言い分を 聞いてもらえる権利。

一 すべての人が、信用、職業や事業の秘密といった合法的な利益を重んじつつ、本人の記録書類にアクセスできる権利。

一 行政が、みずからの決定理由を明らかにする義務。

3 人はすべて、ECの制度・施設によって、もしくは 職務を遂行中のその職員によって引き起こされた如何な る損害に対しても、構成国の法律に共通な一般原則にし たがって、ECに弁償させる権利をもつ。

4 人はすべて、諸条約の公認言語***の一つを用いて、EUの制度・施設に手紙を書くことができるし、また同じ言語で回答を得ることができなければならない。

第42条 文書にアクセスする権利

EUのすべての市民および構成国の一つに居住するか、 もしくは登録された事務所をもつすべての自然人ないし は法人は、ヨーロッパ議会、理事会、委員会の文書にア クセスする権利をもつ。

労働総研クォータリー№43(2001年夏季号)

第43条 オンブズマン

EUのいずれかの市民、そして構成国の一つに居住する か、もしくは登録された事務所をもつすべての自然人な いしは法人は、ECの施設もしくは団体の行う活動におい て悪しき業政 (maladministration) が行われたときには、 その案件をEUのオンブズマンに対して付託する権利をも つ。ただし、施設もしくは団体のうち、司法の任務を遂 行中の司法裁判所および第一審裁判所はこの範囲ではな い。

第44条 請願権

EUのいずれかの市民、そして構成国の一つに居住する か、もしくは登録された事務所をもつすべての自然人な いしは法人は、ヨーロッパ議会に対する請願の権利をも つ。

第45条 移動および居住の自由

1 EUのすべての市民には、構成国の領土の内部で自 由に移動し、居住する権利がある。

2 移動と居住の自由は、EC創立条約にしたがって構成国のうちに合法的に居住する非構成国の人にも認められる。

第46条 外交および領事による保護

EUのすべての市民は、自分が国籍をもつ構成国によっ て代表されることのない非構成国の領土内においては、 構成国の国籍を有する者と同一の条件に基づいて、いず れの構成国の外交もしくは領事の権限によっても、保護 を受ける権利資格を有する。

第六章 司法

第47条 効果的な救済と公平な審理

EU法によって保証される権利と自由を侵害されている 人はすべて、本条に定める諸条件に応じて、法廷に立っ て効果的な救済を求める権利がある。

人はすべて、然るべき期間内に、法律によってあらか じめ設けられている独立かつ不偏不党な法廷によって、 公平かつ公開的な審問を受ける権利資格をもつ。人はす べて、〔弁護士によって〕助言を受け、弁明を受け、代弁 してもらう可能性を与えられなければならない。

法的扶助は、それが司法への効果的なアクセスを保証 するために欠くことのできないものであるかぎり、十分 な資力に欠ける人々にとって利用可能なものとされなけ ればならない。

第48条 無罪の推定と弁明の権利〔弁護を受ける権利〕

1 告発されている人はすべて、法律にしたがって有 罪と判明するまでは、無罪と推定されなければならない。

2 告発されているのが何人であっても、その弁明の 権利を尊重する保証が与えられなければならない。

第49条 犯罪と刑罰との適法性と均衡性の原則

1 何人も、犯罪が犯された時点で、国内法ないしは 国際法のもとでの犯罪を構成するにいたらなかったよう

な作為または不作為を根拠にして、その犯罪について有 罪と考えられるようなことがあってはならない。同様に、 犯罪が犯された時点で適用されたであろう刑罰よりも、 重い刑罰が科せられるようなことがあってはならない。 仮に犯行の後になって、法律がそれにより軽い刑罰を定 めることになったなら、この軽い刑罰が適用されるので なければならない。

2 本条は、いずれの人が犯したなんらかの作為もしくは不作為であっても、その時点で各国の共同体によって承認されている一般的な諸原則にしたがって有罪であるとされたかぎりでは、その作為あるいは不作為に対する裁判や刑罰を瑕疵あるものとすることはない。

3 刑罰の厳しさは、犯罪に対して均衡を失したもの であってはならない。

第50条 同一の犯罪に対する裁判で、再度の審理ないし 刑罰を受けない権利

すでに EU 内で法律にしたがって最終的に無罪とされ た、もしくは有罪とされた犯罪に対しては、何人も、再 度の裁判にかけられて、審理ないしは刑罰を受けるよう なことがあってはならない。

第七章 一般的な規定

第51条 適用範囲

1 本憲章の諸規定は、補完の原則を適切に顧慮しつ つ、EUの諸々の機構、団体、および構成国に対して、そ れもただ構成国がEU法を履行中である場合に限って、適 用されるものである。それゆえに構成国は、それぞれの 国のもつ権限にしたがって、本憲章の権利を尊重し、原 則を遵守し、さらには適用を促さなければならない。

2 本憲章は、ECないしはEUに対して何か新しい権限や課題を設定するものでもなければ、諸条約によって 定義された諸々の権限や課題を修正するものでもない。

第52条 保証された諸権利の適用範囲

1 本憲章によって承認されているもろもろの権利と 自由の行使は、法律による定めによらなければ如何なる 制限も受けないし、かつその制限は当の権利と自由の本 質を尊重したものでなければならない。均衡の原則にし たがって、いくつかの制限をなしうるにしても、それは ただ、EUによって認められた一般的な利益を目的とし、 非構成国の権利や自由を守る必要からして避けがたいも のであって、かつほんとうにそうすることによって目的 や必要に合致する場合に限られる。

2 本憲章が承認する諸権利は、EC条約や、EU条約によって基礎をおかれたものであるから、それらの条約によって定められた諸条件のもとで、そしてその限界内で、行使されのでなければならない。

3 本憲章が、「人権及び基本的自由の保護のための規約」によって保証された諸権利に対応する諸権利を含んでいるかぎり、それらの権利の意味と範囲は、上記の規約によって定められたものと同一でなければならない。本項の規定は、UE法がより広範な保護を受け入れることを妨げるものではない。

第53条 保護のレヴェル

本憲章においては、如何なる事項も、人権と基本的自 由を制限したり、もしくはそれらに逆効果を及ぼすもの として解釈されてはならない。人権と基本的自由は、EU 法ならびに国際法によって、そしてまた「人権と基本的 自由の保護のためのヨーロッパ規約」を含めた、EU、EC、 構成諸国を一味同心 (party) とする国際的なもろもろの 同意によって、さらにはEU構成諸国のそれぞれの憲法に よって、それぞれの適用分野において認められている。

第54条 権利の乱用の禁止

本憲章においては、如何なる事項も、本憲章に認めら れている権利と自由のいずれかの破壊を目的として、も しくは本憲章中に定められているよりもより大きな程度 に権利や自由を制限することを目的として、何らかの活 動に従事したり、ないしはなんらかの行為を遂行したり する権利を含意するものとして解釈してはならない。

訳注

* ここでは既訳の「補完性」(たとえば「欧州共同体 (EC)条約」第5条、『国際条約集』有斐閣、2000年版参 照)という訳語を便宜的に宛てた。原語の「subsidiarity」 というのは、近年ドイツの国家システムにならって、ヨー ロッパで頻用されるようになった政治・行政用語である。 国家機構が強大化し、中央への権力集中が進行すること を排するために、できるだけ決定権限をより適切な下部 のシステム・機関に委譲し、上位のレベルの権限は、下 位レベルの権限を補完する範囲に限定しようという政治 的・行政的な原理を指す。その趣旨を汲んで「下方権限 委譲原理」と訳した方が、意味の曖昧な「補完性」とい う訳語よりも判りやすいと思われる。

** 以下「非構成国人」と訳す原語は、「nationals of third countries」。「第三国人」という直訳語は、民族差別的な ニュアンスをもつので、採らない。

*** EUの諸条約では、ドイツ語、フランス語、イタリ ア語、オランダ語、デンマーク語、フィンランド語、ギ リシャ語、アイルランド語、ポルトガル語、アイルラン ド語、スペイン語、スウェーデン語の12カ国語が公認語 として用いられている。

(ふくだ しずお・日本福祉大学)